

石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会  
第1回検討会 議事次第

- 1 日 時 平成17年11月16日(水) 午後3時30分～午後5時30分
- 2 場 所 経済産業省別館1014号会議室  
(東京都千代田区霞が関1-3-1)
- 3 議 事 (1) 石綿を原因とする疾患であることを証明する医学的所見について  
(2) その他
- 4 提出資料
  - No.1 「石綿による健康障害に係る医学的判断に関する検討会」開催要領
  - 2 石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組み
  - 3 「石綿による健康障害に係る医学的判断に関する検討会」検討事項
  - 4 石綿による疾病の認定基準について(平成15年9月19日付け基発第0919001号)
  - 5 石綿による疾病の認定基準の運用上の留意点について(平成15年9月19日付け基労補発第0919001号)
  - 6 石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況
  - 7 肺がん・中皮腫の死亡者数の推移(厚生労働省「人口動態統計」より)
- 5 参考資料
  - No.1 石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書(平成15年8月26日)(厚生労働省図書館収蔵物 コピー)
  - 2 石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書(昭和53年9月)(厚生労働省図書館収蔵物 コピー)

## 「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」開催要領

## 1 趣旨・目的

石綿による健康被害を受けた者（労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民。）への対応については、救済のための新たな法的措置を講ずることとし、次期通常国会へ法案の提出に向けて、厚生労働省及び環境省を中心に検討しているところである。

この検討に伴い、新たな法的措置による救済の対象者を判定する基準の策定が必要となる。また、すでに厚生労働省で策定している石綿ばく露労働者に係る労災認定基準も検討する必要がある。このためには、石綿ばく露と疾病との間の医学的関連性を明らかにするための検討が必要であることから、厚生労働省労働基準局長及び環境省総合環境政策局環境保健部長が参集を依頼した専門的知識を有する者によって構成される標記検討会（以下「検討会」という。）を開催し、平成17年度内をめぐりに検討結果を取りまとめる。

## 2 主な検討事項

- (1) 石綿を原因とする疾患であることを証明する医学的所見について
- (2) その他関連する医学的事項について

## 3 参集者

- (1) 本検討会は、別紙の臨床、病理、疫学等の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、参集者の互選により座長を置くこととし、座長は本検討会を総括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。

## 4 その他

- (1) 検討会は公開を原則とするが、公開することにより公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合及び個別症例を取り扱う場合には非公開とする。
- (2) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室及び環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室において行う。

附則 本要領は、平成17年1月1日から施行する。

## 「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」

## 参集者名簿

(五〇音順)

氏名	所属・役職
あきら まさのり 審良 正則	独立行政法人国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター 放射線科医長
いない こうき 井内 康輝	広島大学大学院 医歯薬学総合研究科病理学 教授（広島大学医学部長）
きしもと たくみ 岸本 卓巳	独立行政法人労働者健康福祉機構 岡山労災病院 副院長
こうやま のりひこ 神山 宣彦	東洋大学 経済学部経済学科自然科学研究室 教授
みうら ひろたろう 三浦 溥太郎	社団法人地域医療振興協会 横須賀市立うわまち病院 副院長
もりなが けんじ 森永 謙二	独立行政法人産業医学総合研究所 作業環境計測研究部 部長

## 石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組み

### 1. 目的

石綿による健康被害者を隙間なく救済する仕組みを構築する。

### 2. 対象者及び対象疾病

医学的な知見に基づいて、以下について検討する。

#### (1) 対象者

対象疾病に罹患した者及びその遺族（労災補償の対象者を除く。）

#### (2) 対象疾病

① 石綿を原因とする中皮腫

② 石綿を原因とする肺がん

#### (3) 認定基準

石綿を原因とする疾病であることを証明する医学的所見があること

### 3. 給付金内容

他の救済制度とのバランスにも配慮しつつ、次のような給付について検討する。

- ① 医療費の支給（自己負担分）
- ② 療養手当（生活支援的な月々の手当）
- ③ 遺族一時金
- ④ 葬祭料

### 4. 給付金の財源

石綿による健康被害に関係する事業者に費用負担を求めることとし、負担を求める事業者の範囲等を検討する。また、救済のための基金の創設やその場合の公費負担のあり方について検討する。

### 5. 救済措置の実施主体

- ① 独立行政法人環境再生保全機構の活用を検討する。
- ② 申請窓口については、全国に整備されることが望ましいので、例えば保健所などを念頭に適切な窓口について検討する。
- ③ 認定に係る不服審査については、公害健康被害補償不服審査会の活用を検討する。

### 6. 労災補償を受けずに死亡した労働者の特例

労災補償を受けずに死亡した労働者（時効により労災補償を受けられない者）については、労災補償に準じた措置を講ずる。

### 7. その他

被害者と原因者との間の紛争の円滑な解決のための仕組みを検討する。

## 「石綿による健康障害に係る医学的判断に関する検討会」検討事項

- 1 検討対象疾病の範囲
- 2 石綿ばく露に特徴的な医学的所見
  - ① 石綿肺
  - ② 胸膜プラーク
  - ③ 石綿小体
  - ④ 石綿繊維
- 3 中皮腫の取扱い
  - ・ 石綿との関連性、石綿以外の原因
  - ・ 確定診断の方法
  - ・ 石綿ばく露に特徴的な医学的所見との関係
  - ・ 潜伏期間
  - ・ 予後
- 4 肺がんの取扱い
  - ・ 石綿との関連性、石綿以外の原因
  - ・ 石綿ばく露に特徴的な医学的所見との関係
  - ・ 潜伏期間
  - ・ 予後
- 5 その他の疾病の取扱い
  - ① 石綿肺
  - ② 良性石綿胸水
  - ③ びまん性胸膜肥厚

基発第0919001号

平成15年9月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

### 石綿による疾病の認定基準について

標記については、昭和53年10月23日付け基発第584号（以下「584号通達」という。）により示してきたところであるが、今般、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえ、石綿にばく露した労働者に発症した石綿肺等の業務上外の認定に関し、下記のとおり認定基準を定めたので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、584号通達は廃止する。

#### 記

#### 第1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

##### 1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫
- (4) 良性石綿胸水
- (5) びまん性胸膜肥厚

##### 2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業の主なものには、次の作業がある。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
  - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
  - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
  - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
  - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
  - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電綿絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)、パーミキュライト(蛭石)、繊維状ブルサイト(水滑石))等の取扱い作業
- (10) 上記(1)から(9)の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

## 第2 石綿による疾病の取扱い

### 1 石綿肺(石綿肺合併症を含む。)

石綿ばく露作業(前記第1の2の(1)から(10)までに掲げる作業をいう。以下同じ。)に従事しているか又は従事したことのある労働者(以下「石綿ばく露労働者」という。)に発生した疾病であつて、じん肺法(昭和35年法律第30号)第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6

号) 第1条第1号から第5号までに掲げる疾病(じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。)は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2(以下「別表第1の2」という。)第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

## 2 肺がん

(1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ) 肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

(2) 上記(1)のア及びイに該当しない原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する事案は、本省に協議すること。

ア 上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られている事案

イ 石綿ばく露作業への従事期間が10年以上である事案

## 3 中皮腫

(1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ) 肺組織内に、石綿小体又は石綿繊維が認められること。

(2) 上記(1)のア及びイに該当しない胸膜、腹膜、心膜若しくは精巣鞘膜の中皮腫又は胸膜、腹膜、心膜及び精巣鞘膜以外の部位の中皮腫であって、次のア又はイに該当する事案は、本省に協議すること。

ア 上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られている事案

イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上である事案

4 良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、必要な療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

なお、当該疾病が業務上と認められる場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこととなる。

基労補発第 0919001 号  
平成 15 年 9 月 19 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長  
(公印省略)

石綿による疾病の認定基準の運用上の留意点について

石綿による疾病の認定基準については、平成15年9月19日付け基発第0919001号（以下「通達」という。）をもって改正されたところであるが、その具体的運用に当たっては、下記事項に留意されたい。

なお、改正認定基準のより正確な理解のため、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」を活用するものとする。

記

第1 認定基準改正の経緯

石綿ばく露労働者に発生した疾病の業務上外の認定については、昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」（以下「旧認定基準」という。）により取り扱ってきたところである。

しかしながら、石綿による疾病、特に中皮腫については、医学的知見の進歩等により診断技術が格段に向上していること、胸膜及び腹膜以外の部位（心膜及び精巣鞘膜）の中皮腫の労災認定事例もあること、さらに労災

請求件数の増加が予想されるところであり、このような状況への的確に対応するため、最新の医学的知見に基づき、認定基準の改正を行ったものである。

今回の改正は、これまで本省りん何事案として個別判断の対象とされていた石綿ばく露作業への従事期間の短い労働者に発症した中皮腫並びに胸膜及び腹膜以外の部位に発症した中皮腫に対する、最新の医学的知見に基づく認定要件の設定を主として行ったものである。

今後とも、迅速、適正な労災認定に努めることはいうまでもないが、通達の周知徹底を通じ、石綿による疾病に対する関係労使、医療関係者等の理解を一層深めることにより、より効率的な事務処理を図ることとする。

## 第2 主な改正点

- 1 石綿との関連が明らかな疾病として、旧認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したこと。
- 2 石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。
- 3 石綿ばく露作業については、過去の認定事例等を踏まえて、
  - (1) 「倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業」
  - (2) 「石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業」
  - (3) 「石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業」等を追加したこと。
- 4 中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと。
- 5 肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。

- 6 平成15年4月1日からじん肺法（昭和35年法律第30号）に基づく合併症に「原発性肺がん」が追加されたが、石綿肺に合併した原発性肺がんについては、従前のおり、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うことを明記したこと。

### 第3 運用上の留意点

#### 1 「石綿による疾病」について

ア 通達の記の第1の1の「石綿による疾病」については、現在の医学的知見において、石綿との関連が明らかな疾病を掲げたものである。

イ 通達の記の第1の1の(3)に「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したのは、国内外の症例報告等の集積を踏まえたものである。また、ここに掲げた四つの部位以外の部位に中皮腫が発症することは極めてまれであり、中皮腫が、ある部分に限局している場合には、その臓器・組織名が診断名とされることがある。例えば、「腸間膜中皮腫」、「骨盤中皮腫」とされたものであっても、これらはいずれも「腹膜中皮腫」に該当するものである。

したがって、労災請求された被災労働者の診断書における診断名の記載が、胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜及び胸腹膜（原発部位が胸膜か腹膜のいずれかが不明な場合に記載されることがある。）中皮腫と異なる際には、医療機関に対し、その病理組織検査結果等について確認することが必要となる。

ウ 通達の記の第1の1の(4)の「良性石綿胸水」及び同(5)の「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示することとしたのは、胸水が消失せず遷延した場合や、胸水が自然消退した後びまん性胸膜肥厚を残した場合、治療が必要な種々の肺機能障害等を引き起こすことがあるからである。

なお、「良性石綿胸水」の約半数は胸痛、呼吸困難等の自覚症状がある一方、自覚症状がなく健康診断等による胸水で発見される場合がある。いずれの場合も、胸膜中皮腫を鑑別するための精密検査が必要となる。

また、胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が壁側胸膜の病変で、臓側胸膜（肺側胸膜）との癒着を伴わないのに対して、「びまん性胸膜肥厚」は、臓側胸膜の病変で、壁側胸膜との癒着を伴うものである。

## 2 「石綿ばく露作業」について

(1) 通達の第1の2の「石綿ばく露作業」については、これまで旧認定基準で示されていたものを、過去の労災認定事例等をもとに追加、見直しを行うとともに、①「石綿原料に関連する作業」、②「石綿製品の製造工程における作業」、③「石綿製品等を取扱う作業」等に分類、整理したものである。

(2) 中皮腫は、肺がんに比べ、低濃度の石綿ばく露によっても発症することがある。

特に、石綿を不純物として含有する鉱物等の取扱い作業及び間接的なばく露を受けた可能性のある作業については、労働者等が、石綿にばく露していたことを認識していない場合があることに留意の上、職業ばく露歴の調査に当たること。このような作業に係る労災認定事例として、次のものがある。

- ① 被災労働者は、石筆を削り、その削った石筆を用いたけがき（鉄板に切断のための線を引く）作業に約25年間従事し、その後、「心膜中皮腫」を発症したものである。石筆の原料である当時のタルク（滑石）には、石綿が不純物として含有されており、この石筆を削る作業及びけがき作業において、石綿のばく露を受けたものである。
- ② 被災労働者は、玉掛け工として約12年間従事し、その後、「胸膜中皮腫」を発症したものである。被災労働者は直接石綿を取り扱っていなかったが、玉掛け作業に従事していた造船所内の建造船ドック、溶接工場等には石綿を取り扱っている現場があったため、そこで間接ばく露を受けたものである。

## 3 石綿による疾病の取扱いについて

### (1) 「石綿肺」

通達の記の第2の1の石綿肺に合併した疾病について、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までと

し、同第6号「原発性肺がん」を含めていないのは、石綿肺の所見を有する者に発症した「原発性肺がん」については、従前のおり、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うためであるものである。

## (2) 「肺がん」及び「中皮腫」

ア 通達の記の第2の2の(1)のア及び同3の(1)のアで「じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上の石綿肺の所見が得られている」ものについて、石綿ばく露作業の従事期間を要件としていないのは、次の理由によるものである。

石綿肺とは、石綿による間質性肺炎・線維症であり、単なる不整形陰影を呈する「じん肺」ではなく、診断には明確な石綿ばく露歴が不可欠なものである。したがって、石綿肺の臨床診断には、高濃度の石綿吸入歴を疑わせるだけの職業歴が必要であり、明らかな職業ばく露歴の証拠となるためである。

なお、明らかな石綿の職業ばく露歴のない石綿肺様の胸部エックス線所見（下肺野の線状影を主とする異常陰影）は、石綿肺以外の疾患が疑われるものである。

イ 通達の記の第2の2の(1)のイの(ア)及び同3の(1)のイの(ア)の「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」については、過去（概ね15～40年前）の石綿ばく露の指標として極めて重要であることから、これを独立した要件とし、その具体的確認方法を記載したものである。このうち、胸部CT検査の方が胸部エックス線検査よりも検出率は高く、胸壁軟部陰影や肋骨随伴陰影との鑑別も容易である。また、胸腔鏡検査、開胸手術及び剖検時に肉眼で観察することができるものである。

ウ 通達の記の第2の2の(1)のイの(イ)及び同3の(1)のイの(イ)の「石綿小体又は石綿繊維」については、「石綿肺の所見」及び「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」のいずれもが認められない場合において、石綿ばく露歴を推定し得る重要な指標である。

石綿小体の検索は多くの医療機関等で実施可能である。

また、石綿の職業ばく露の機会があったにもかかわらず、石綿小体が検出されない場合には、分析透過型電子顕微鏡による石綿繊維

の検索が必要になることもあるが、この分析が実施可能な機関は限られていることから、石綿繊維の検索が必要な場合には、本省に照会されたい。

エ 通達の記の第2の2の(2)及び同3の(2)において、石綿ばく露作業への従事期間に係る要件又は石綿ばく露の医学的所見に係る要件（石綿肺の所見のある者を除く。）のどちらか一方が該当しない事案を本省協議としたのは、職業ばく露以外の石綿ばく露の有無の確認等業務上外の判断に当たって、より慎重な判断を要するためである。

### (3) 「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」

通達第2の4の「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」について、その取扱いを本省協議としたのは、確定診断が困難な場合が多く、その報告例も少ないこと、個々の障害の程度も様々であること等から、当分の間、個々の事案ごとに業務上外を判断する必要があるためである。

なお、石綿ばく露以外の事由によっても、胸水及びびまん性胸膜肥厚が発生する可能性もあることから、これらを除外するための診断の有無を医療機関に確認すること。

## 4 認定基準に掲げられていない疾病の取扱い

通達第1の1の「石綿による疾病」に掲げられたもの以外の疾病については、現在の医学的知見において、石綿ばく露との関連は明らかにされていないので、原則として労災補償の対象とならない。

しかしながら、石綿ばく露作業への従事歴及び石綿ばく露の証拠となる医学的所見（石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維）が認められる事案であって、通達の記の第1の1に掲げられたもの以外の疾病を発症したとされる事案については、本省に照会されたい。

## 5 認定基準の周知徹底等について

### (1) 認定基準の周知

改正された認定基準については、関係労働者（離職した労働者を含む。）及び事業者への周知はもとより、医療機関への周知についても行う必要がある。

医療機関への周知に当たっては、労災指定医療機関のみならず、すべての医療機関に対する周知を行うため、都道府県医師会、都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター等との連携を図ること。

また、離職した労働者への周知に当たっては、市町村広報紙等の活用、労働安全衛生法第 67 条に基づく健康管理手帳による健康診断を実施する委託医療機関への協力要請に配慮すること。

## (2) 石綿ばく露チェック表の活用

主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、医療機関に対して、別添「石綿ばく露歴チェック表」の活用についても併せて周知されたい。

別添 石綿ばく露歴チェック表 (『職業性石綿ばく露と石綿関連疾患』  
((三信図書)より転載)

Study No.: Informant's name: Address: Phone:  
Relationship:

I. 次の産業に従事したことがありますか。

- 鉱業 ( )
- 造船業
- セメント業
- 精錬業
- 金属研ま業
- プラスチック産業
- 靴製造・修繕業
- 家具・木材製品製造業
- ガス業
- 建築業
- 化学物質製造業
- 断熱業
- 精製業
- 鋳造業
- クロム酸塩製造業
- ゴム産業
- 印刷業
- 鉄鋼業
- 紙・パルプ製造業

II. 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業

(在学中のアルバイト、戦時中の仕事など短期間の仕事もできる限り聞きとること)

会社名	会社の所在地	会社の事業内容	本人の仕事内容	仕事で取り扱った 材料・設備	仕事に従事した期 間 (年月～年月)

III. 以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。

1.  石綿を扱う工場       石綿製品の倉庫
2.  建築業
  - ビルの解体作業
    - 塗装・吹付け工事
    - 断熱・耐火・保温工事
    - 天井・床材の切断
    - 電気・ガス・スチームの配管工事
    - 防音工事
    - プレハブ (石綿板) 工事
    - ラス張りの仕事
3.  造船業
  - 船舶の分解修理・解体
    - パイプ被覆・断熱作業
    - 電気配線工事
    - 溶接
    - 板金
    - クレーン・自動車の運転
    - 事務員
    - ボイラー製造・設備
    - 整備 (パイプ・ボイラー等)
    - 塗装
    - 大工・建具
    - 作業員
    - その他
4.  断熱工事       保温工事
5.  ボイラーの製造・取り付け・修繕       バーナーの製造・取り付け・修繕
  - 溶鉱炉の製造・取り付け・修繕       スチーム・パイプの製造・取り付け・修繕
6.  ボイラーの操作       溶接作業
  - 板金作業       耐熱 (耐火) 服や耐火手袋を身につけての仕事
7.  自動車修理工場       ガソリンスタンド
  - ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造
8.  電気製品 (コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ) の製造
9.  塗装工場       石けん工場
  - オイル・化学物質の精製工場

10.  ランドリー・クリーニング屋  埃りっばい作業服の取り扱い
11.  埃りっばいものの運搬  
 商船の船員  トラックの運転手  鉄道員  
 はしけの船員  港湾作業員  クレーンの操作員
12.  下水汚物・廃棄物の回収・処理・運搬
13.  蒸気機関車の修理、解体
14.  ガスマスクの製造
15.  宝石・貴金属の細工仕事
16.  消防隊員
17.  歯科技工士

IV. 以下の石綿製品を取り扱う仕事をしたことがありますか。

- |                                    |                                   |                                       |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 石綿繊維      | <input type="checkbox"/> 石綿断熱フェルト | <input type="checkbox"/> 石綿カーテン       |
| <input type="checkbox"/> 石綿パイプ     | <input type="checkbox"/> ボール紙・断熱板 | <input type="checkbox"/> 石綿紙          |
| <input type="checkbox"/> 石綿チューブ    | <input type="checkbox"/> 石綿パイプ被覆  | <input type="checkbox"/> 石綿パイプラインフェルト |
| <input type="checkbox"/> 石綿セメント板・管 | <input type="checkbox"/> 石綿織物・布   | <input type="checkbox"/> 断熱パッド（詰め物）   |
| <input type="checkbox"/> 石綿巻き紙     | <input type="checkbox"/> 石綿ロープ    | <input type="checkbox"/> その他          |
| <input type="checkbox"/> 石綿ガスカート   | <input type="checkbox"/> 石綿封塗料    |                                       |
| <input type="checkbox"/> 石綿テープ     | <input type="checkbox"/> 石綿パッキング  |                                       |

V. あなた（注）調査対象者）のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。

1.  断熱パッド（詰め物）の取り付け・取りはずし
2.  石綿パイプの取り付け・取りはずし
3.  溶接
4.  保温材料で包まれたパイプの取り付け・取りはずし
5.  プレカットされたアスベストブロックの取り付け・取りはずし
6.  石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け・取りはずし
7.  支柱・隔壁・ガード（garder）に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
8.  バルブ・パッキングの取り付け・取りはずし
9.  ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
10.  スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
11.  石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。

VI.

1.  家庭で（絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルシミン\*・石綿製品）の修理・修繕をしたことがありますか。 \*天井・壁などに塗る水性塗料
2.  タルク・パウダーを使ったことがありますか。（ボディータルク・顔用タルク）
3.  石綿製品を家庭で使ったことがありますか。（アイロン板のカバー・耐熱手袋）
4.  石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。  
 造船所の近くに住んでいたことがありますか。  
 建材物の置場の近くに住んでいたことがありますか。  
 ブレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。

Interviewer's Remarks

Date

Interviewer: \_\_\_\_\_

大阪中皮腫研究会

## 石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災補償状況

疾病名 \ 年度	~54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4
石綿にさらされる業務による肺がん	18	1	2	7	4	3	7	5	8	7	9	10	10	9
石綿にさらされる業務による中皮腫	1					4	4	9	2	3	10	6	8	14
合計	19	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
11	9	10	15	12	23	17	18	21	22	38	58	354
10	12	13	12	10	19	25	37	34	56	85	128	502
21	21	23	27	22	42	42	55	55	78	123	186	856

## 肺がんの死亡者数の推移

資料7

	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成1年	平成2年	平成3年
計	19,923	21,294	22,799	24,216	25,651	27,356	28,590	29,535	31,729	33,388	35,477	36,486	38,199
男	14600	15,438	16,638	17,555	18,644	19,877	20,837	21,447	23,132	24,333	25,870	26,872	27,968
女	5323	5,856	6,161	6,661	7,007	7,479	7,753	8,088	8,597	9,055	9,607	9,614	10,231

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
計	40,163	41,527	43,476	45,736	48,041	48,994	50,871	52,177	53,724	55,034	56,405	56,720	59,922
男	29,223	30,398	31,724	33,380	35,023	35,700	36,880	37,934	39,053	39,904	41,146	41,634	43,921
女	10,940	11,129	11,752	12,356	13,018	13,294	13,991	14,243	14,671	15,130	15,259	15,086	16,001

## 中皮腫の死亡者数の推移

	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成1年	平成2年	平成3年
計	62	64	70	79	88	88	111	101	137	149	133	167	163
男	40	37	45	49	68	68	79	73	101	108	92	115	119
女	22	27	25	30	20	20	32	28	36	41	41	52	44

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
計	174	232	256	500(275)	576(358)	597(355)	570(361)	647(404)	710(456)	772(530)	810(523)	878(566)	953(647)
男	115	176	196	356(201)	420(283)	451(281)	429(283)	489(319)	537(367)	574(414)	604(412)	655(441)	729(516)
女	59	56	60	144( 74)	156( 75)	146( 74)	141( 78)	158( 85)	173( 89)	198(116)	206(111)	223(125)	224(131)

注 1) 昭和54年～平成6年はICD-9による「胸膜原発の悪性新生物」の死亡数。

(出典:人口動態統計)

2) 平成7年以降は、ICD-10による「悪性中皮腫」の死亡数。( )内は「胸膜中皮腫」の死亡数で内数。

中皮腫による年代別死亡者数の推移

	合計	0~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95~99	100~(才)
H7	合計				3	1	4	7	26	45	52	54	79	72	69	52	26	6	2	
	男	500		2																
	女	144				1	1		7	11	13	12	26	25	23	11	8	4	2	
H8	合計			1	5	1	7	9	32	39	49	96	100	77	59	57	29	12	2	1
	男	576																		
	女	156			1	5	1	2	5	6	9	10	28	32	20	21	10	10	3	
H9	合計		1	1		4	6	7	30	42	69	62	103	80	84	63	31	11	3	
	男	597																		
	女	146		1		1	4		3	11	17	9	22	22	24	21	6	4	1	
H10	合計		1	1	2	4	3	11	21	42	42	74	88	95	81	57	38	6	4	
	男	570																		
	女	141		1	1	1	3	2	7	19	33	59	69	75	54	43	23	4	3	
H11	合計			3		2	4	13	28	43	69	85	88	110	85	55	41	16	5	
	男	647																		
	女	158		3		2	3	10	24	32	57	64	71	86	67	36	23	7	4	
H12	合計				3		5	7	20	54	69	82	100	129	106	75	40	15	4	1
	男	710																		
	女	173			2	4	1	2	17	6	17	23	27	29	23	15	6	1		
H13	合計					1	6	11	19	63	64	111	117	115	114	73	53	20	5	
	男	772																		
	女	198				1	3	3	4	7	14	15	20	33	27	30	25	13	3	
H14	合計		1		1	4	4	5	20	57	76	99	125	120	140	81	46	27	3	1
	男	810																		
	女	206		1		1	3	4	2	17	49	66	77	96	89	98	57	27	16	1
H15	合計			1	2	4	4	6	22	59	74	110	138	131	142	100	56	27	2	
	男	878																		
	女	223			1	1	1	3	2	18	52	62	92	111	104	94	69	36	8	1
H7~ H15	総計		5	7	16	21	43	76	218	444	564	773	938	929	880	613	360	140	30	3
	男	6,060																		
	女	1,545		1	1	5	8	16	23	35	90	103	157	229	259	183	136	71	13	

出典：人口動態統計（平成7年～平成15年）